

農地の権利移動等手続きに係る提出書類一覧表

《申請の目的》

《申請種類》

農地として利用する（所有権移転・賃貸等） **農地法 第3条申請**

農地以外に利用（転用）する ———— 権利移転等が無い **農地法 第4条申請**

農地以外に利用（転用）する ———— 権利移転又は設定がある **農地法 第5条申請**

申請種類 提出書類	第3条申請		第4条申請	第5条申請	転用の届出 (自己農地を2アール未満の農業用施設に利用する)
	賃貸等	所有権			
申請(届出)書提出 部数	1	1	1	1	1
事業計画書(共通と一般及びその他) 参考書式及び事業計画書添付書類一覧(転用目的別)を参照			○	○	
土地の全部事項証明書(法務局より)		○	○	○	○
住民票及び付票等(全部事項証明書との住所が違う場合) (全部事項証明書記載の住所に居住していたことが確認できる書類)		○	○	○	○
法人の場合					
法人の履歴全部事項証明書(法務局より)		○	○	○	○
意思決定を明らかにする書類(定款、規約等)の写し	○	○	○	○	○
意思決定を証する書面 (取締役会、理事会、議会等の議決書(ただし、定款、規約等の条項に定められている場合))			○	○	○
委任状及び印鑑証明 (申請手続きを行政書士等に依頼した場合)	○	○	○	○	○
申請地の位置図(1/10,000~1/50,000)			○	○	○
申請地の付近図(住宅地図のコピー等)			○	○	○
申請地の公図の写し(法務局より)			○	○	○
地積測量図(土地の一部を転用する場合) 土地家屋調査士等が作成する登記可能な精度があるもの。			○	○	○ 簡易可
土地改良区・水利組合等の意見書(農地が区域内の場合)			○	○	○
断面図等(造成、盛土をする場合)			○	○	○
資金証明(預金通帳の写し・融資証明書の写し等)			○	○	
開発許可(1,000㎡以上)申請書の写し(該当する場合)			○	○	○

* 第4条・第5条許可申請書は、利用目的や面積により添付書類(別紙)や提出部数を変更する場合があります。

* 申請書の提出は、毎月末日締め切りです。4条・5条許可申請は翌月5日前後に現地調査を行います。

* 各申請は毎月18日前後に農業委員会議で審査します。